

熊本県漁業制度資金利子補給費補助金交付要項

（趣 旨）

第1条 知事は、市町村に対し、予算の範囲内において、別表に掲げる資金（以下、「漁業制度資金」という。）の利子補給又は利子助成（以下単に「利子補給」という。）に係る補助金を交付するものとし、その交付については熊本県補助金等交付規則（昭和56年熊本県規則第34号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要項に定めるところによる。

（補助の対象経費）

第2条 補助金の交付の対象経費は、市町村が漁業制度資金を融資する金融機関等又は漁業制度資金の借入れを行う者に対して、別表に掲げる資金の種類ごとに、貸付実行時に適用された別表に定める利子補給率で助成を行う場合において、その助成に要する経費とする。

（補助金の額）

第3条 前条の規定により県が市町村に交付する補助金の額は、毎年1月1日から12月31日までの期間の融資平均残高（計算期間中の毎日の最高融資残高（延滞額を除く。）の総和を365日で除した額）に別表に定める資金の種類ごとの利子補給利率を乗じた額に、貸付実行時に適用された県補助率を乗じて得た額の合計額とする。

（補助金の交付申請）

第4条 補助金の交付を受けようとする市町村長は、熊本県漁業制度資金利子補給費補助金交付申請書（別記第1号様式）に次に掲げる書類を添えて、知事に提出しなければならない。

(1) 利子補給実績報告書（別記第2号様式）

(2) 収支決算書（別記第3号様式）

(3) 市町村の利子補給に関する規則等又は市町村と融資機関との間に締結した利子補給契約書の写し

2 知事は、前項に規定する書類のほか必要な書類を求めることができる。

3 第1項の申請書の提出期限は、毎年2月20日とする。

（補助金の交付決定）

第5条 知事は、前条に規定する書類を受理した場合において、審査のうえ適当と認めたときは、速やかに補助金の交付決定及び額の確定を行い、申請者に対し熊本県漁業制度資金利子補給費補助金交付決定及び確定通知書（別記第4号様式）を送付するものとする。

（補助金の請求）

第6条 補助金の請求をしようとする市町村長は、熊本県漁業制度資金利子補給費補助金交付請求書（別記第5号様式）を知事に提出しなければならない。

（申請内容の変更）

第7条 この要項により、知事に提出した申請書等の内容を変更しようとするときは、あらかじめ知事の承認を受け、その指示に従わなければならない。

（流用の禁止）

第8条 補助金の交付を受けた市町村長は、当該補助金を他の用途に流用してはならない。

(補助金交付の取消し等)

第9条 知事は、補助金の交付の決定を受けた市町村が次の各号のいずれかに該当すると認めた場合は、補助金の交付を取消し、又は変更することができる。その場合において、既に補助金が交付されているときは、補助金の全部若しくは一部の返還を期限を定めて、命ずるものとする。

(1)虚偽の申請により補助金の交付を受けたとき。

(2)第7条及び第8条の規定に違反したとき。

2 知事は、融資機関が別表に掲げる資金の種類ごとの要項の規定に違反して運用したと認めた場合は、前項の規定に準じ市町村長に対して応分の措置を行う。

(加算金及び延滞金)

第10条 前条の規定による処分に関し、利子補給金の返還を命ぜられたときは、その命令に係る利子補給金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該利子補給金の額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納額を控除した額）につき年10.95パーセントの割合で計算した加算金を県に納付しなければならない。

2 市町村長は、利子補給金の返還を命ぜられ、これを納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じその未納付額につき年10.95パーセントの割合で計算した延滞金を県に納付しなければならない。

3 知事は、前2項の場合において、やむを得ない事情があると認めるときは、加算金又は延滞金の全部若しくは一部を免除することができる。

(証拠書類の保管期間)

第11条 規則第23条に規定する別に定める期間は、5年間とする。

(雑 則)

第12条 この要項の施行に関し、必要な事項は別に定める。

附 則

この要項は、平成27年11月2日から施行し、平成27年度分の熊本県漁業制度資金利子補給費補助金から適用する。

附 則

この要項は、平成28年4月28日から施行し、平成28年度分の熊本県漁業制度資金利子補給費補助金から適用する。

附 則

この要項は、令和2年3月19日から施行し、令和2年度分の熊本県漁業制度資金利子補給費補助金から適用する。

附 則

この要項は、令和2年8月18日から施行し、令和2年度分の熊本県漁業制度資金利子補給費補助金から適用する。

附 則

この要項は、令和5年3月7日から施行する。

附 則

この要項は、令和5年11月10日から施行し、令和5年度分の熊本県漁業制度資金利子補給費補助金から適用する。

附 則

この要項は、令和6年8月6日から施行し、令和6年度分の熊本県漁業制度資金利子補給費補助金から適用する。

附 則

この要項は、令和 7 年 1 0 月 7 日から施行し、令和 7 年度分の熊本県漁業制度資金利子補給費補助金から適用する。

別表（第 2 条関係、第 3 条関係）

資金の種類	要項	利子補給率
1 新型コロナウイルス対策漁業経営安定資金	新型コロナウイルス対策漁業経営安定資金融通措置要項	左記要項別表 1 の市町村利子補給等率の欄に定める率
2 赤潮被害緊急対策利子助成費補助事業実施要項第 2 条に掲げる資金	赤潮被害緊急対策利子助成費補助事業実施要項	左記要項別表の資金種類ごとの市町村利子助成率の欄に定める率
3 令和 6 年度赤潮被害緊急対策利子助成費補助事業実施要項第 3 条に掲げる資金	令和 6 年度赤潮被害緊急対策利子助成費補助事業実施要項	左記要項別表の資金種類ごとの市町村利子助成率の欄に定める率
4 農林漁業災害対策資金	農林漁業災害対策資金融通措置要項	左記要項別表 2 の市町村利子補給等率の欄に定める率